教施第１１２５号
平成２７年１１月５日

各市町村教育委員会教育長　様

北海道教育庁総務政策局施設課長

学校施設の維持管理の徹底について（通知）

このことについて、別添のとおり文部科学省大臣官房文教施設企画部長から通知があったので通知します。

学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、非常災害時には避難所として地域住民の避難生活の拠点としての役割も担うものであるため、日常のみならず災害時においても十分な安全性・機能性を有することが求められます。建築当初には確保されているこれらの性能も、経年劣化等により必要な性能を満たさなくなっているおそれがあることから、学校施設の管理者においては、当該施設が常に健全な状態を維持できるよう、適切に維持管理を行っていくことが必要です。

現に、全国の学校施設において、外壁タイルやモルタルの落下など、老朽化等に起因する事故や不具合等が相当数発生しており、その発生状況を見ると、必ずしも維持管理が適切に実施されているとは言えない状況となっております。また、今年度の会計検査院報告において公立学校施設の維持管理の状況について指摘を受けておりますが、維持管理の徹底を図ることは全ての学校施設において共通の課題であると認識しています。

学校施設の維持管理の徹底については、これまでも「既存学校施設の維持管理の徹底について（依頼）」（平成 22 年 5 月 7 日付け教施第 140 号）等により繰り返しお願いしてきたところですが、このような状況に鑑み、特に、建築基準法及び消防法に基づく法定点検の実施、並びに是正が必要と判断された箇所の早期是正について、あらためて別添のとおり周知しますので、これらに基づき、また、「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」（平成 27 年 3 月文部科学省）等、別添の学校施設の維持管理に係る参考資料も参考にしながら、管理する学校施設の維持管理を適切に実施するようお願いします。

担当：施設助成グループ主査　小橋由一郎
TEL 011-231-4111(35-478)
FAX 011-232-1060
E-mail kobashi.yuichiro@pref.hokkaido.lg.jp